

## 市民農園の使用許可条件

- 1 利用時間  
4月1日～10月31日：午前7時～午後7時30分  
11月1日～3月31日：午前7時～午後6時
- 2 農具・肥料等は、使用後は整理整頓して農具倉庫のロッカー内に保管してください。また、共用スペースでの私物の保管はお控えください。  
※農具倉庫のロッカー上や倉庫内通路での保管は、保管物の落下や通行者の転倒の危険性があります。
- 3 使用の許可を受けた農園の区画は、除草(草取り)を行ない、常にきれいな状態で管理して下さい。雨風等で通路へ流出した土砂は、適宜撤去をお願いします。
- 4 使用許可期間を超える宿根性植物や、植木・果樹等の栽培は認めません。
- 5 フェンス等の公共物を利用した栽培等を行ってはいけません。  
※公共物の安全性に影響を及ぼし、事故につながる可能性があります。
- 6 収穫物の残りや除草後の雑草等は、使用者の責任において処理してください。
- 7 農園の利用者は、使用許可期間満了の日までに当該農園區画およびロッカーを整理し、市の検査を受けたのちに返還してください。
- 8 農園使用の権利を第三者に譲渡及び転貸してはいけません。
- 9 許可期間満了後に放置された栽培物・私物等は、市で処分いたします。
- 10 農園使用上の自然災害、獣害、病虫害又は盗難等による栽培作物等の損害や、農園利用者間でのトラブル等に対して、市は責任を負いません。
- 11 営利を目的とした栽培を行ってはいけません。
- 12 散水栓の使用にあたっては、節水に努めてください。
- 13 万が一、許可期間の途中で使用を終了し返還する場合は、使用料は原則還付しません。

※農園の除草後の草や木の枝、肥料の袋、ポリ缶等は、各個人で持ち帰りをお願いします。ゴミ捨てを目撃した場合、農園の使用許可取り消しを行う場合があります。